

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



防犯灯維持費の
補助申請を受け付けます

市では、自治会などで平成18年度中に支払った防犯灯の維持費（電気料金）の一部を補助しています。

補助申請をされる方は、早めに申請をしてください。

■申請期限 2月20日(火)

■補助対象
自治会などが設置して、電気料金を支払っている防犯灯（公衆街路灯）で、広告灯および、これに類する照明施設を除いたもの。

■補助額
平成18年度中に支払った電気料金の3割以内

平成18年度中に支払った電気料金の3割以内

問合せ

- 市庁舎本館危機管理課
交通治安係（内線3124）
- 東予総合支所総務課
総務調整係（内線214）
- 丹原総合支所総務課
総務調整係（内線280）
- 小松総合支所総務課
総務調整係（内線213）

交通災害共済の
加入受付を行います

愛媛県市町総合事務組合による平成19年度の交通災害共済の加入受付を行います。

簡単に加入できて請求手続きも簡単です。ご家族そろって加入し、万一の交通事故に備えましょう。

■共済期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日（年度途中に加入

された場合は、掛金を納めた翌日からとなります）

■掛金（年間1人当たり）

○一般 600円

○中学生以下 250円

※年度途中に加入した場合も同額です。

■加入口数 1人1口

■加入資格

○西条市に住民登録または外国人登録をし、市内に居住している方。

○西条市に居住する交通災害共済加入者の被扶養者で、市外に居住している方。

■加入方法

申込用紙と掛金を持って、最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口にて加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成18年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を郵送します。（ただし、世帯の一部の方が加入している場合は、加入者のみ記載した申込用紙を郵送します）

○平成18年度は未加入で、平成19年度の交通災害共済に加入を希望する方は、申込用紙を郵送しますので、担

当課へご連絡ください。

■問合せ

- 市庁舎本館危機管理課
交通治安係（内線3124）
- 東予総合支所総務課
総務調整係（内線214）
- 丹原総合支所総務課
総務調整係（内線280）
- 小松総合支所総務課
総務調整係（内線213）



交通災害共済は、国内で交通乗用具の災害を受けた場合に見舞金を支払う制度です。

2月の市税のよみ

20日 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の督促状の発送

28日 国民健康保険税第8期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限の日に口座から引き落とされますので、残高にご注意ください。

市民課窓口の受付時間を延長しています

毎週木曜日・19時まで（祝祭日・年末年始を除く）

市庁舎本館市民課と各総合支所市民生活課では、毎週木曜日に次の窓口業務を延長して行っています。なお、下記以外の窓口業務は、通常どおり17時15分までです。

印鑑登録、戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・印鑑証明書の交付。



詳しくは、市庁舎本館市民課市民係（内線2424）へ。